

(総務委員会)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)要

旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が六千九百億円、事業支出が七千百三十億円で、二百三十億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和三年度は、経営計画の初年度として、経営計画に基づき「新しいNHKらしさの追求」を進め、構造改革を着実に実行し、スリムで強靱な「新しいNHK」へと変わることを目指すとともに、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、より

強靱なネットワークの構築、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、東京オリンピック・パラリンピックの魅力の発信、インターネット活用業務の国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進、人事制度改革、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千八百八十四億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千六百四億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保すること、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。